

別添2 香川県会計規則（昭和39年規則第19号）（抄）

（支出事務の委託）

第81条 支出事務受託者に対しては、必要な資金とともに、支払委託資金内訳書（第30号様式）及び支出事務受託者精算書兼報告書（第30号様式の2）を交付するものとする。

- 2 支出事務受託者は、前項の規定による資金の交付を受けたときは、速やかに支払を完了しなければならない。
- 3 支出事務受託者は、支払を終了したとき、その他交付された資金を保管する必要がなくなったときは、当該支払を終了した日又は当該保管の必要がなくなった日後5日以内に支出事務受託者精算書兼報告書を収支命令者に提出し、収支命令者による精算の確認を受けるとともに、会計管理者に対して支出の結果を報告しなければならない。
- 4 収支命令者は、前項の規定による精算の確認をした場合において、精算残金があるときは、これを返納させなければならない。

（準用規定）

第82条 前条に規定するもののほか、支出事務の委託については、第70条、第70条の2、第71条本文及び第73条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 第70条第1項   | 資金前渡を受けた職員 | 支出事務受託者   |
|           | 前渡金精算書     | 支払委託資金内訳書 |
|           | 当該前渡金      | 当該支払委託資金  |
|           | 受払い        | 支払        |
| 第70条の2第1項 | 前渡金        | 支払委託資金    |
|           | 資金前渡を受けた職員 | 支出事務受託者   |
| 第70条の2第2項 | 前渡金        | 支払委託資金    |
| 第71条      | 資金前渡を受けた職員 | 支出事務受託者   |
|           | 資金前渡       | 支払委託資金の交付 |
|           | 領収書        | 領収印又は領収書  |
| 第73条      | 資金前渡を受けた職員 | 支出事務受託者   |
|           | 前条第1項      | 第81条第3項   |
|           | 前渡する       | 交付する      |

【読み替え後】

（支払委託資金の保管）

第70条 支出事務受託者は、支払委託資金内訳書に当該支払委託資金の支払を記載して、善良な管理者の注意をもって当該支払委託資金を保管しなければならない。

- 2 前項の保管の方法は、金融機関の普通預金又は普通貯金によるものとする。ただし、直ちに支払を要する場合は、この限りでない。
- 3 略

（支払委託資金の調査等）

第70条の2 収支命令者又は会計管理者若しくは所の出納員は、支払委託資金に係る貯金通帳、預

金通帳その他支出証拠書類につき随時調査し、又は支出事務受託者から報告を求めることができる。この場合において、会計管理者又は所の出納員は、不正行為その他重要な事実があると認められるときは、直ちに収支命令者に報告しなければならない。

- 2 収支命令者は、前項の規定による調査をし、若しくは報告を求め、又は会計管理者若しくは所の出納員の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、随時支払委託資金の精算の手続をさせることができる。

(支払委託資金の支払上の原則)

第71条 支出事務受託者は、債権者から支払の請求を受けた場合において、法令、契約等に基づきその請求が正当であり、かつ、支払委託資金の交付を受けた目的に適合すると認めたときは、その支払をし、領収印又は領収書を徴さなければならない。

(支払委託資金の交付の制限)

第73条 支出事務受託者で、第81条第3項の規定による精算の確認を受けていないものに対しては、当該精算の確認を受けていない事項と同一の事項については、特に必要があると認める場合を除き、重ねてその資金を交付することができない。